

公益社団法人静岡県作業療法士会

社員総会規則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、公益社団法人静岡県作業療法士会（以下「この法人」という。）定款第23条に基づき、社員総会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 社員総会の招集の手續等

(招集の手續)

第2条 社員総会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。

- (1) 社員総会の日時及び場所
- (2) 社員総会の目的である事項
- (3) 書面によって議決権を行使することができる旨
- (4) 電磁的方法によって議決権を行使することができる旨
- (5) 次に掲げる事項
 - イ 社員総会参考書類の記載事項（議案、議案につき社員総会に報告すべき調査の結果があるときはその結果の概要及びその他社員の議決権の行使について参考となると認める事項）
 - ロ 書面による議決権の行使については議決権行使書・委任状を開催日の開会時刻までに提出すべき旨
 - ハ 電磁的方法による議決権の行使については開催日の前日までにすべき旨
- (6) 代理人による議決権の行使について、代理権を証明する方法、代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項
- (7) 次に掲げる事項が社員総会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要（議案が確定していないときは、その旨）
 - イ 役員等の選任
 - ロ 役員等の報酬等

ハ 事業の全部の譲渡

ニ 定款の変更

ホ 合併

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第 37 条第 2 項の規定により社員が社員総会を招集する場合には、その社員は前項各号に掲げる事項を定めるとともに、次条に定める招集の通知をしなければならない。

(招集の通知)

第 3 条 社員総会を招集するには、前条第 2 項の場合を除き、会長は、社員総会の開催日の 2 週間前までに、正会員に対して書面でその通知を発しなければならない。

- 2 前項の通知には、前条各号に掲げる事項を記載するとともに、社員総会参考書類及び議決権行使書・委任状、その他必要な書類を同封しなければならない。

- 3 第 1 項の通知は、当該事業年度の末日現在、かつ翌事業年度の初日現在の正会員名簿（「一般社団・財団法人法」第 31 条の「社員名簿」をいう。以下同じ。）に記載された正会員に対し、当該正会員名簿記載の住所宛てに送付するものとする。

(議決権の行使に関する基準日)

第 4 条 社員総会の議決権を行使できる正会員は、前条の通知を送すべき正会員とする。

- 2 正会員名簿は毎月末ごとに更新・調整するものとする。

(議決権の行使・代理権証明の方法)

第 5 条 議決権を委任する社員は、社員総会の前日までに、代理権を証明する書面を電磁的記録で当法人に送信するとともに本証を代理人に送付する。代理人は、本証を社員総会に持参して提出することにより議決権の代理行使が可能となるものとする。

- 2 社員が委任できる代理人は社員のみとし、委任できる人数は 1 名とする。複数の社員が同一の社員を代理人とすることは妨げない。

第 3 章 社員総会の開催

(会場の設営等)

第6条 社員総会の開催の際には、会場を設営し、議事運営に必要な職員等を配置する。

(正会員等の出席)

第7条 社員総会に出席する正会員は、会場の受付において、会員証の提出等によりその資格を明らかにしなければならない。

2 正会員の代理人として社員総会に出席する者は、会場の受付において、前項の会員証と委任状の提出等によりその資格を明らかにしなければならない。

(正会員以外の者の出席)

第8条 代表理事及び監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、社員総会に出席しなければならない。

2 会計監査人は、法令の定めがある場合のほか、議長の許可を得て社員総会に出席することができる。

3 この法人の職員及び弁護士等は、議長、理事又は監事を補助するために、議長の許可を得て社員総会に出席することができる。

第4章 社員総会の議事

(議長の権限)

第9条 議長は、社員総会の秩序を維持し、議事を整理する。

2 議長は、議事を円滑に進めるために必要と判断するときは、次の者に対して退場を命じることができる。

(1) 正会員又はその代理人若しくは法人正会員の代表者又はその役職員として出席した者であって、その資格を有しないことが判明した者

(2) 議長の指示に従わない者

(3) 社員総会の秩序を乱した者

3 議長は、議長の指示に従わない発言、議題に関係しない発言、他人の名誉を毀損し又は侮辱する発言、社員総会の品位を汚す発言その他議事を妨害し又は議場を混乱させる発言に対し必要な注意を与え、制限し又はその発言を中止させることができる。

(開会の宣言)

第10条 開会の予定時刻が到来したときは、議長は議場に開会を宣言する。

(開会時刻の繰り下げ)

第 1 1 条 議長は、やむを得ない事由がある場合には、開会時刻を繰り下げることができる。この場合、すでに入場している正会員等に対して遅滞なく繰り下げられた時刻を通知しなければならない。

(定足数の確認)

第 1 2 条 議長は、社員総会の開会に際し、出席した正会員数を確認し、会場に報告しなければならない。

(出席した正会員数)

第 1 3 条 前条の定足数の確認及び第 18 条の採決に当たっては、次の数の合計数を出席した正会員数とする。

- (1) 出席した正会員本人の数
- (2) 代理人を出席させた正会員の数
- (3) 議決権行使書・委任状を開催日の開会時刻までに提出した正会員の数
- (4) 電磁的方法により開催日の前日までに議決権を行使した正会員の数

(議題の付議の宣言)

第 1 4 条 議長は、各議事に入るに当たり、その議題を付議することを宣言する。

2 議長は、予め招集通知に示された順序に従い議題を付議する。ただし、理由を述べてその順序を変更することができる。

3 議長は、複数の議題を一括して付議することができる。

(理事等の報告又は説明)

第 1 5 条 議長は、議題付議の宣告後、必要と認めるときは、理事及び監事又は当該議題に係る議案の提案者に対しその議題又は当該議題に係る議案に関する事項の報告又は説明を求めることができる。この場合、理事又は監事又は当該議題に係る議案の提案者は、議長の許可を得て、事務局職員等の補助者に報告又は説明をさせることができる。

2 正会員が理事又は監事に対し特定の事項について説明を求めるときは、議長は理事又は監事に対し説明を求めなければならない。ただし、当該事項が当該社員総会の目的である事項に関しないものである場合、又はその説明をすることが正会員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合と議長が認めるときはこの限りではない。

3 一般社団・財団法人法第 37 条の規定により正会員から招集の請求があつ

た場合、同法第 43 条の規定により正会員から提案があった場合、同法第 44 条の規定により議案の提出があった場合、又は第 49 条第 3 項ただし書きに係る議案の提出があった場合は、議長はその正会員に議題又は議案の説明を求めなければならない、また必要があるときは理事又は監事に対してこれに係る意見を述べさせなければならない。

(議題の審議)

第 16 条 議題について発言するときは、議長の許可を受けなければならない。

- 2 発言の順序は、議長が決定する。
- 3 発言は、簡潔明瞭であることを要し、議長は、議事の進行上必要があると認めるときは、発言時間を制限することができる。

(議事進行動議)

第 17 条 正会員は、社員総会の議事進行に関して、動議を提出することができる。

- 2 前項の動議については、議長は速やかに採決しなければならない。
- 3 議長は、第 1 項の動議が、社員総会の議事を妨害する手段として提出されたとき、不適法又は権利の濫用に当たるとき、その他動議に合理的な理由のないことが明らかなきときは直ちに却下することができる。

(採 決)

第 18 条 議長は、議題について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決することができる。

- 2 議長は、一括して審議した議題については、一括して採決することができる。
- 3 議長は、議題原案に対して修正案（修正動議）が提出された場合には、原案に先立ち修正案（修正動議）の採決を行う。
- 4 複数の修正案（修正動議）が提出された場合は、原案から遠いものと議長が認めるものから順次採決を行う。ただし、多数の修正案（修正動議）が提出された場合には、前項の定めにかかわらず、原案を修正案（修正動議）に先立ち採決することができる。
- 5 修正案（修正動議）の採決においては、書面又は電磁的方法によって、原案に賛成の旨行使された議決権については、修正案（修正動議）に反対の意思が表明されたものとして、また原案に反対又は棄権の旨行使された議決権については、修正案（修正動議）の採決につき棄権したものとして取扱う。
- 6 一般社団・財団法人法第 55 条各項又は第 109 条第 2 項に規定する議案が

提出されたときは、書面又は電磁的方法によって行使された議決権については、調査する者を選任すること又は意見の陳述を求めることに賛成の意思が表明されたものとして取扱う。

7 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。

8 議長は採決に先立って、議題、議案及び自己の議決権の行使に関するいかなる意見も述べることはできない。議長が議決権を有するときは、その議決権は採決の結果を確認する直前にのみ行使し、採決の結果に算入することができる。

(採決結果の宣言)

第19条 議長は、採決が終了した場合には、その結果並びにその議題の決議に必要な賛成数を充足しているか否かを宣言する。

(休憩)

第20条 議長は、必要と認めるときは、再開時刻を定めて、休憩を宣言することができる。

(延期又は続行)

第21条 社員総会を延期又は続行する場合は、社員総会の決議による。

2 前項の場合、延会又は継続会の日時及び場所についても決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することもできる。

3 前項ただし書きの場合、議長は、決定した日時及び場所を速やかに正会員に通知しなければならない。

4 延会又は継続会の日は、当初の社員総会の日より2週間以内の日としなければならない。

(閉会)

第22条 議長は、すべての議事が終了した場合又は延期もしくは続行が決議された場合には、閉会を宣言する。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、別表に掲げる事項を記載又は記録しなければならない。また議長及び出席した理事はこれに記名押印しなければならない。

(議事の経過及びその結果の報告)

第24条 議長は、欠席した正会員に対して、書面または電磁的方法をもって議事の経過及びその結果の概要を遅滞なく報告するものとする。

2 代表理事は、社員総会の議事の経過及びその結果の概要を、会報又は機関紙等に掲載するものとする。

第5章 事務局

(事務局)

第25条 社員総会の事務局事務は、この法人の事務局長がこれを行う。

第6章 雑則

(規則の変更)

第26条 この規則は、社員総会の議決によって変更することができる。

附 則

この規則は、令和2年6月21日から施行する。

別表

議事録記載事項

- 1 開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事、会計監査人又は正会員が社員総会に出席をした場合における当該出席の方法）
- 2 議事の経過の要領及びその結果
- 3 決議を要する事項について特別の利害関係を有する正会員があるときは、当該正会員の氏名
- 4 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - イ 監事が監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき
 - ロ 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された社員総会に出席して辞

任した旨及びその理由を述べたとき

ハ 監事が、理事が社員総会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し又は著しく不当な事項があるものと認めて、社員総会に報告したとき

ニ 監事が監事の報酬等について意見を述べたとき

ホ 計算書類及びその附属明細書について会計監査人が監事と意見を異にする

ため、定時社員総会において意見を述べたとき

ヘ 会計監査人が出席要求に基づき定時社員総会に出席して意見を述べたとき

5 社員総会に出席した理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称

6 議長の氏名

7 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名